

## 診療情報管理の現場から

# マイナンバー法について考える

### 「情報への敬意」を欠くマイナンバー法は容認できない！

診療情報管理士 伊藤正

マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入する。

これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化スリム化に資する効果が期待できる。

内閣官房ホームページより



5月24日、共通番号法(マイナンバー法)が国会で可決、成立しました。マイナンバー法は私たちの暮らしをどう変えるのでしょうか？医療情報との関連を中心に、当院診療情報管理室長の伊藤に話を聞きました。

まずは、あまり聞きなじみがないと思われる「診療情報管理」とはどのようなことか、説明をお願いします。

私が従事している業務は病院の診療情報管理です。診療情報管理とは、病院に保管されている患者さんの医療情報を「病歴」として整理・分類・点検し、その質を高める仕事です。また、患者さんの個人情報保護やカルテ開示などにも関わっています。病院が扱う診療情報(そのほとんどは患者さんの個人情報です)には大きな価値があります。当の患者さんの治療の上で価値があるだけではなく、整理・集計などの加工を通じて医療の質改善や病院の経営上の判断に活用されることもあります。

そのような職務に従事している私が、なぜマイナンバー法に懸念を感じているのか、ご説明しましょう。



利用者

各種窓口  
手続き

2016年1月から  
パソコンで閲覧可能  
マイポータル

各種情報  
履歴

### 2015年1月以降、順次

#### 社会保障分野

年金分野 年金の資格取得・確認、受給  
労働分野 雇用保険等の資格取得・確認、受給等  
福祉・医療・その他分野

医療保険等保険料徴収における手続、福祉分野の  
給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等

税分野 確定申告・届出・調書等。税務当局の内部事務等

防災分野 被災者生活再建支援金支給に関する事務等

### 2018年以降、検討

その他行政分野  
民間サービス(要同意)

各省庁・市区町村 など

## 情報提供ネットワークシステム

## マイナンバー法・制度の概要

### マイナンバー法の目的は？

現時点でマイナンバーの利用が決まっているのは、税制・社会保障・防災の3分野のみです。税制、社会保障に関しては、マイナンバー導入によつて所得や年金、医療保険などの受給実態の把握が進むと説明されています。ただし、所得状況の把握に関しては、昔からクロヨンなどと呼ばれる不平等がこのマイナンバー制によつて解決するような宣伝が一部であったようですが、現実には、この方式では決して達成できません。すべての商取引が把握されない限り所得の完全把握はあり得ませんが、そのこととマイナンバー制とは無関係だからです。

民主党政権時代、「給付付き税額控除」を行うためにはマイナンバーが必要であると宣伝されたこともありましたが、しかし政権交代後、その主張は後退してしまっています。また、社会保障との関連でさらに述べると、マイナンバー制によつて最終的に目指されているのは「社会保障個人会計」といった新自由主義的社会保障改革であると指摘する声もあります。

防災については、大規模災害時の本人確認や避難先でのさまざまな情報支援が、ICカード／マイナンバーの利用目的として想定されているようです。

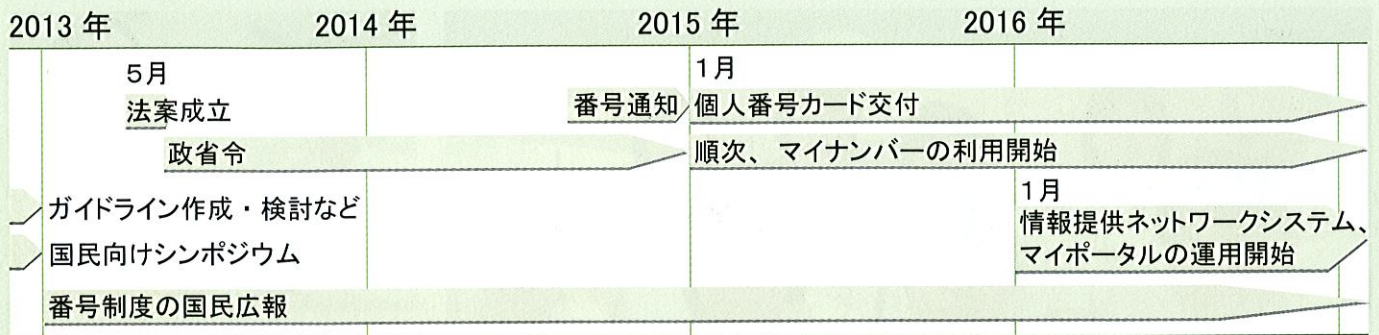
### さらにマイナンバー法では、「法施行後3年をめどに、マイナンバー利用範囲の拡大を検討する」としています。

産業界では、各種民間サービスへのマイナンバーの利用拡大に期待が高まっています【左ページ・図1】。マイナンバーの利用が広がっていけばいくほど、マイナンバーをキーコードにして多様な個人情報収集(プロフィールング)することが可能になるので、さまざまなセールスをはじめ、ビジネスにとつては魅力的なのでしょう。以上のように、マイナンバーには様々な側面がありますが、その基本的な性格は「国家権力による国民監視ツール」です。この点に注意を払う必要があります。

### 医療にも利用されるのですか？

前述の通り、法施行時点では、医療はマイナンバーの適用外とされています。また、これまでの議論からすると、医療情報はあまりにも機微性が高いため、マイナンバー(共通番号)をそのまま使うのではなく、分野別の番号(医療等ID)として使用することが想定されているようです。

具体的な使用方法としては、医療連携やどこでもMY病院といった診療情報の閲覧、オンラインでの保険資格確認、重複診療・投薬防止、統計・学術利用など、いろいろと議論が行



## マイナンバー制度の導入スケジュール

2014年中に全国民に12桁程度の生涯不変の番号(マイナンバー)を付番し、2015年1月より希望する国民に顔写真付きICカードを交付。国民の利用開始は、2016年1月を予定。

セパレート・モデル方式	分野別に異なる個別番号を限定利用する方式 [例: ドイツ、現在の日本]
セクトラル・モデル方式	第三者機関を介在させて秘匿の汎用番号で紐付けするかたちで分野別限定番号を生成・付番し、各分野で利用する方式[例: オーストリア]。また、こうした方式を応用したモデル (variations)。
フラット・モデル方式	一般に公開(見える化)されたかたちで共通番号を官民幅広い分野へ汎用する方式[例: アメリカ、スウェーデン、韓国]

【図2】番号制モデル(方式)の分類

導入段階	限定利用	社会保障&税分野等+これらの分野限定の民間利用
第二段階	全行政への拡大利用	あらゆる行政分野+これらの分野関連の民間利用
第三段階	民間の自由な利用	各種民間サービスへの自発的(自由な)利用

【図1】ビジネス界と政府がコラボで共通番号のエスカレート利用のイメージ

(図1・2 出典: CNN ニュース No.74  
<http://www.pij-web.net/pdf/cnn/CNN-74.pdf>)

われています。

**マイナンバー法の問題点は?**

マイナンバー法の目的は、以上述べたように実に多彩です。そして、各々について賛否はさまざまにあり、簡単に結論を述べることはできません。しかし私は、次の一点だけははっきりと強調しておきたいと思います。それはこうです。

「マイナンバー法は基本設計に問題がある。漏洩や成りすましの危険性がある。漏洩や成りすましの危険性がこのまま施行されると、日本はひどい成りすまし犯罪大国になる」

なぜそうなるか? それは、マイナンバー法がフラット・モデル方式を採用しているからです。

番号制には、他にセパレート・モデルやセクトラル・モデルがあります【図2】。フラット・モデルの特徴は、図に示した通り、印字され、目に見えることと、異なる分野を横断する「共通の」番号を使用すること。シンプルですが、ひとたび情報が漏洩すると、情報が芋づる式に呼び出され、被害が格段に大きくなります。

フラット・モデルを採用している国ではどこでも、成りすまし犯罪が深刻な社会問題になっています。そのためアメリカでは近年、各分野で共通番号の使用をやめ、個別番号を導入する動きが出ています。また、

イギリスではフラット・モデルに基づく新たな国民登録制度を創設する法案が2006年に成立しましたが、危険性を指摘する世論により法施行前の2010年に廃止となっています。私が診療情報管理業務を行う上で、とても大切にしている言葉があります。それは「情報への敬意です。前述のように、診療情報には大きな価値がありますが、もともとは患者さんの貴重な個人情報なのです。患者さんの情報は、患者さんの心身と同様、かけがえのない大事なものである。敬意を持って接しなければならぬ」と、私はいつも肝に銘じています。だから、皆さんの管理によって情報がザーザー漏洩するようなことがあつてはならないのです。

ところが、マイナンバー法はどうでしょう? すでに述べたように、その基本設計はあまりにもずさんです。インターネットを利用している方なら、パスワードは他人には見せない、頻繁に変える、というのは常識でしょう。ところがマイナンバーは見える(見せる)番号で、しかも生涯不変です。危険過ぎます。これではとても「情報への敬意」があるとは思えません。さいわい、マイナンバー法の施行前には少し時間があります。法施行前に廃案にしたイギリスの例もあります。今後の動向に注目していきたいと思えます。